

川内原発審査書(案)に係るパブリ

* 「パブリック・コメントを出そう！」(原子力規制を監視する会)、HPから入手可) は参考になります。

キーワード	章番号	ページ	審査書案
-------	-----	-----	------

地震	III-1. 1	13 ~20	基準地震動	<p>■地震動の想定が過小</p> <p>⇒福井地裁は2014年5 準地震動を超える地震! 地震動が過小設定され</p>
	III-1、1	13 ~20	基準地震動	<p>⇒耐震安全性評価で用い 用いた評価を行ってい と。</p>
	III-1、1、 2、(3) 4	18 20	震源を特定して策定する地震動 地震動評価 基準地震動の策定	<p>⇒基準地震動評価の参 が集約したデータのな にとって最も大事な応</p>
	III-1、1、 3 4	19 ~20	震源を特定せず策定をする地震動 基準地震動の策定	<p>⇒JNES（原子力安全基 の地震動を断層モデル た。この報告書に基づ 「震源を特定せず策定す 足しているだけに、ミ に起こりうる具体的な</p>

火山	III-4. 2. 2	63	火山の影響に対する設計方針 原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価	<ul style="list-style-type: none"> ■原発の運用期間中にま ⇒「鹿児島地溝全体と」 の噴火間隔が約9 万年、 巨大噴火は2 万年の間 が継続し、山体が今な ⇒「Druitt et al.(2012 知見」について、地中 大噴火がこれと同様に
	III-4. 2. 2	61 ~69	火山の影響に対する設計方針	<ul style="list-style-type: none"> ■火山の専門家による
	III-4. 2. 3	63 ~64	火山の影響に対する設計方針 火山活動のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ■多くの火山学者や政府 予測することは困難 体等の搬出」があ の適切な対処方針、 で適切にこれを策 ては、一旦中断し
	III-4. 2. 2	63 ~64	火山の影響に対する設計方針 火山活動のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ■申請者の兆候把握時 上で改めてパブリック

注)「川内原発・火山審査のここが問題」(原子力規制を監視する会)、200円、HPから入手可)は参考になります

テロ	III-4. 2. 5	79 ~80	その他人為事象に対する設計方針	<ul style="list-style-type: none"> ■航空機落下確率(1炉・を超えないため、航空機を評価して航空機落下確率を評価するための防護策も明らかに)
	IV-5. 1	413 ~415	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応 手順書の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■テロなどによる大型船きく、あらかじめシナリオを想定し、大規模な事故により原発が狙われることを想定し、燃料体の搬出や燃料棒の冷却停止や燃料体の搬出

重大事故	IV-1 2. 2	170 ~205	格納容器破損防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ■重大事故時の格納容器ク解析が行われておらず、冷却水喪失と電源喪失下部に水を張って溶融破損や水素爆発に至らないによる解析では、信頼性は行われるはずの、
	IV-1 2. 1	127 ~170	炉心損傷防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ■過酷事故対策が不備で⇒「配管破断（冷却水ポンプの破損は防げない」
	IV-1 2. 2	170 ~205	格納容器破損防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 発などの防止策も不確格納容器の健全性を脅かさない」ということは、
	IV-1. 2. 2. 4	190 ~195	格納容器破損防止対策 原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	<ul style="list-style-type: none"> ⇒原子炉圧力容器外の昇)を挙げたものの、圧生したとか、「JAEA-Rて、水蒸気爆発が発生力研究所 相口木直子

--	--	--	--	--

防災	I. 1	1	本審査書の位置付け	<p>■原子炉等設置許可基準置をとることが要求さ：が第5層の防災について</p> <p>⇒要援護者の避難計画(院に立案と責任を押し、いる</p> <p>⇒一般の避難計画につい</p> <p>原発事故と地震や津波：クリーニングポイントも避難が必要となる可</p> <p>⇒原発過酷事故に対す：住民の安全を守るため、ないことはおかしい。</p> <p>地域防災計画の策定チェックして合否の判、針を示し、自治体に具</p> <p>⇒IAEA(国際原子力機関</p>
	I. 2	～3	判断基準及び審査方針	
	IV-1	115	重大事故等の拡大の防止等	
	2. 2	170	格納容器破損防止対策	
	V	418	審査結果	

注) 原子力規制委員会は、IAEA(国際原子力機関)の5層の多重防護(1層目は異常発生の防止、2層目は異常の拡大は福島原発事故までは3層目までしか設定していなかった)の4層目までしか評価せず、5層目の原子力防災について、「補正書案」の原子力防災に関する項目をあげ、それと関連付けて原子力防災に係る意見を述べました。「I. 1と2」の「本審査書の位置付け」と「判断基準及び審査方針」に含まれるべき原子力防災が記載されていた「IV-1」115頁及び「IV-1. 2. 2」170頁の「発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するため」注)「川内原発～避難計画のここが問題」(原子力規制を監視する会)、HPから入手可)は参考になります。

規制基準	V	418	審査結果	<p>■原子力規制委員会は、と。</p> <p>⇒福島原発事故の原因はなえた調査・検証委員は、困究明がなされないま</p> <p>⇒福島原発事故の被害は法令も万全ではない。償・支援制度を規制基</p> <p>⇒原子炉施設の周辺部はなものである。原子炉</p> <p>⇒過酷事故が起きた際、きないようにするため。立地審査において、との前提でなく、福島は。原子炉と周辺住民</p>
------	---	-----	------	--

